

～外貨関連～

国家金融監督管理総局、 『非銀行金融機構行政許可事項実施弁法』を改定、 外資参入規制を緩和、一部業務手続きも簡素化

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

国家金融監督管理総局は、2023 年 10 月 9 日に『非銀行金融機構行政許可事項実施弁法¹』（国家金融監督管理総局令 2023 年第 3 号、以下『弁法』）を公布し、同年 11 月 10 日より施行されることになりました²。

『弁法』では、金融資産管理会社への外資投資規制を緩和しました（図表 1 をご参照）。対中外国直接投資（FDI）の伸び悩みを背景に、金融市場の開放による外国投資者の誘致強化を目的とします。また、債券発行や一部高級管理職に係る資格審査手続きなどを簡素化し、企業グループのファイナンスカンパニーによる特定業務への参入条件を明確化しました。

【図表 1】外資参入の規制緩和

ノンバンク	規制緩和策
金融資産管理会社	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国外の非金融機関による出資を許可 ▶ 出資者としての国外の金融機関の総資産要件（100 億米ドル相当以上）を撤廃
企業グループのファイナンスカンパニー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 戦略投資者としての国外の金融機関の総資産要件を撤廃 ▶ 多国籍企業によるファイナンスカンパニーの直接設立を許可 （注）2022 年 10 月改定の『企業グループのファイナンスカンパニー管理弁法 ³ 』に合わせ、設立条件、株主の資格要件などの関連内容の調整
自動車金融会社	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 出資者としての国内外の非金融機関の総資産要件を撤廃 （注）2023 年 7 月改定の『自動車金融会社管理弁法 ⁴ 』に合わせ、設立条件、株主の資格要件などの関連内容の調整

（『弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。⇒

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1132125&itemId=928>

² 『弁法』における非銀行金融機構（以下、ノンバンク）は、国家金融監督管理総局の認可を受け設立された金融資産管理会社、企業グループのファイナンスカンパニー会社、金融リース会社、自動車金融会社、マネーブローカー、消費者金融会社、国外のノンバンクの在中国代表処などを指します。

³ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 632 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0685-XF-0105.pdf>

⁴ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 674 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0727-XF-0105.pdf>

□ 金融資産管理会社への外資参入の規制緩和

資産運用事業への外資規制緩和の一環として、国外の非金融機関による出資を解禁し、国外の金融機関に対する総資産要件も撤廃しました。一方、国内の非金融機関の資格要件として、「直近2年間で重大な違法・規定違反行為がないこと」「金融資産管理会社の支配株主である場合、直近1会計年度末の純資産が総資産の40%を下回らないこと」を追加しました。資格要件の追加について、国家金融監督管理総局は、ここ数年間の行政許可業務における実際の問題に応じ、株主の資格要件に対する審査を強化するとコメントしています。

なお、国外の非金融機関の資格要件について図表2をご参照ください。

【図表2】出資者としての国外非金融機関の資格要件

資格要件
➤ 法律により設立され、法人格を有すること
➤ コーポレート・ガバナンスが良好で、または組織管理方式が有効であること
➤ レピュテーション、信用記録と納税記録が良好で、直近2年間で国内外の監督管理機関による重大な処罰を受けたことがないこと
➤ 不良資産投資管理類機関を経営・管理する経験が10年以上
➤ 所在国又は地域の監督管理当局のプルーデンス監督管理の要求を満たすこと
➤ 財務状況が良好で、直近2会計年度連続で黒字計上。支配株主の場合、直近3会計年度連続で黒字計上
➤ 直近1会計年度末の純資産は総資産の30%以上。支配株主の場合、直近1会計年度末の純資産は総資産の40%以上
➤ エクイティ投資残高は原則として当該企業の純資産の50%以下(今回の投資額を含む)。支配株主の場合、当該企業の純資産の40%以下(今回の投資額を含む)
➤ 出資金は自己資金で、委託資金、借入金等の非自己資金による出資は不可
➤ 国家金融監督管理総局の規則に定められるその他のプルーデンス条件を満たすこと

(『弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 企業グループのファイナンスカンパニーによる特定業務への参入条件の明確化

2022年10月に改定された『企業グループのファイナンスカンパニー管理弁法』では、条件を満たすファイナンスカンパニーはCBIRC(現国家金融監督管理総局)及び出先機関に対し、コール取引やメンバー企業の手形引受などの特定業務の展開を申請することが可能としていますが、具体的な申請条件を明確にしませんでした。『弁法』では、これらの特定業務の共通申請条件を図表3の通り定めています。

【図表3】特定業務の展開に係る共通申請条件

共通申請条件
➤ 開業1年以上、かつ経営状況及びコーポレート・ガバナンスが良好で、リスク管理と内部統制が健全かつ有効で、直近2年間で重大な違法・規定違反行為がないこと
➤ プルーデンス監督管理指標をクリアすること
➤ 比較的完備した業務決定メカニズム、リスク制御制度、業務操作規程があること
➤ 業務経営を支えるために必要かつ安全でコンプライアンスに合致する情報システムがあり、情報システムの有効かつ安全な運行を保障する技術と措置を備えること
➤ 相応の専門人員を配置すること
➤ グループの経営状況が良好で、良好なレピュテーション、信用記録を有し、直近2年間で重大な違法・規定違反行為がないこと
➤ 監督管理評価結果が良好であること
➤ 国家金融監督管理総局の規則に定められるその他のプルーデンス条件を満たすこと

(『弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

共通申請条件について、旧法に比べ、資本金要件（3億人民元相当以上）を撤廃した一方、「直近2年間で重大な違法・規定違反行為はない」という文言や、コーポレート・ガバナンス、リスク管理と内部統制、レピュテーション、信用記録、グループの経営状況などに関する要件を追加し、コンプライアンスや経営能力、リスク管理能力などの面から資格要件を完備させました。

なお、共通条件に加え、各特定業務の個別条件を満たす必要もあります（図表4をご参照ください）。

【図表4】 特定業務の展開に係る個別申請条件

業務内容	申請条件
コール取引	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 直近1年のインターバンク預金残高が月平均で10億元以上 ➢ 直近1年の貸付比率が月平均で80%以下
メンバー企業の 手形引受	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 登録資本金が20億元相当以上 ➢ 直近1年のインターバンク預金残高が月平均で10億元以上 ➢ 直近1年の貸付比率が月平均で80%以下 ➢ 直近1年の四半期の自己資本比率が12%以上 ➢ グループ及びメンバー企業は手形決済取引を有し、かつグループの資金決済実況により、確実に当該業務を展開するニーズがあること。グループは直近2年で6か月以内に3回以上の手形不渡り行為がないこと
有価証券投資 (固定収益類)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 登録資本金が20億元相当以上 ➢ 直近1年のインターバンク預金残高が月平均で10億元以上 ➢ 投資業務を担当する従業員の内、2/3以上は相応する専門職資格または一定の年数の実務経験を有すること
メンバー企業の製品に 関するバイヤーズクレ ジット及び消費者金融 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 登録資本金が20億元相当以上 ➢ グループには当該業務に適した製品があること ➢ 既存の信用貸付業務のリスク管理状況が良好であること

（『弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 支配株主に対する資格要件の厳格化

マネーブローカーを除き、ノンバンクの出資者は金融機関と非金融機関に分けられます。非金融機関の資格要件として純資産率（純資産/総資産）を設けています。旧法では、直近1会計年度末の純資産率が30%以上であることが求められていましたが、『弁法』では、『非金融企業による金融機関への投資に対する監督管理の強化に関する指導意見』（銀発[2018]107号）に基づき、支配株主の資格要件を厳格化し、非金融機関が支配株主となる場合、その純資産率を40%以上とされました。ただし、支配株主以外の出資者の場合、従来通り30%以上となります。

ただし、新法施行前に、すでに支配株主となった場合、持分変更あるいは持分構造調整の申請により当該支配株主の資格審査に係る際、その純資産率は従来通りの30%以上とします。

□ 手続きの簡素化

『弁法』では、以下の通り手続きを簡素化しました。

- 金融資産管理会社、金融リース会社及びその国内専門子会社、消費者金融会社、自動車金融会社による非資本類債券の発行に関する許認可を廃止、報告制に変更
- 資本類債券の一括許可・複数回発行のメカニズムを明確化。すなわち、当局に認可された限

度額内で、発行ツール、発行時期、発行回数、発行規模を自主的に決定、認可取得後の24ヶ月以内に発行完了

- 金融資産管理会社の財務部門・内部審査部門の責任者に係る資格審査・許認可を撤廃、報告制に変更

最近、対中外国直接投資が伸び悩んでいます。商務部の統計データによると、1～4月期の外資利用額（実行ベース）は前年同期比3.3%減、1～5月期は同5.6%減、1～7月期は同9.8%減と減少幅の拡大傾向が続いています。また、国家外貨管理局が2023年11月3日に発表した第3四半期（7～9月期）の国際収支によると、対中外国直接投資は118億米ドルのマイナスとなり、外資企業の中国事業の縮小や撤退などが新規投資を上回ったことも示しています。

対中外国直接投資の鈍化を背景に、当局は外資利用の安定化を図り、外資誘致の強化にてこ入れを図っています。国務院は2023年8月13日付で公表した『外商投資環境の更なる最適化と外資誘致の強化に関する意見』（国発[2023]11号）では外資企業に対するサービス・保証の強化、法整備や規制緩和などを目的とした計24項目の措置を打ち出しました。金融当局は早速それぞれの所管における国務院の方針を示す動きを出しました。外国投資を誘致する取り組みの一環として、国家金融監督管理総局は『弁法』を公布し、金融資産管理会社への外資出資規制を緩和しました。また、同局の2023年の法整備計画によると、今後ノンバンク関連の『金融リース会社管理弁法』『消費者金融会社試行管理弁法』『マネーブローカー会社試行管理弁法』を改定する予定であるとしています。

11月5日、第6回中国国際輸入博覧会の開幕式において、李強総理は「一段と対外開放を進める」と強調し、外国企業に中国への投資や貿易拡大を呼びかけました。今後、外資投資に対する利便化政策や、参入規制のより一層の緩和策が期待できるので、引き続き当局の動向をフォローする必要があります。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 経

Tel：021-3855-8888 (Ext: 1183)

E-mail：hao.jing@mizuho-cb.com



MIZUHO

瑞穗銀行

— WeChat公式アカウント —

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。